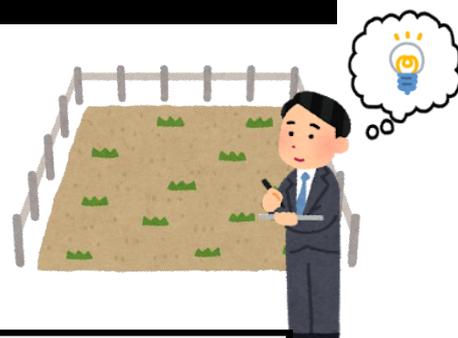


「令和7年度市有資産利活用見学会」を開催します

八代市では、「八代市公共施設等総合管理計画」の方針に基づき、市が所有する土地（以下、市有資産といいます。）の効率的・効果的な管理運営を目指しています。



【令和7年度 市有資産利活用見学会】

開催日 令和7年10月28日(火)

※見学会の対象施設など、詳細については裏面をご覧ください。

○市有資産利活用のニーズ調査を行うとともに、有効利活用へつなげることを目的としています。

市有資産の効率的な管理運営を推進するにあたり、民間活力の導入を図るため、市が所有する土地及び建物について、民間事業者等から広く意見・提案を求め、対話を通じて、市場性や活用アイデアを把握し、有効活用に繋げることを目的とします。

○地域の意向なども踏まえて、有効利活用へつなげます。

市有資産の利活用には、地域のご理解とご協力が欠かせません。

本市では、利活用されていない市有資産、いわゆる遊休財産に関する情報提供や見学会等を通して市有資産の利活用に関するアイデアをご提案いただき、有効活用を実現することで、持続可能な地域の創造につなげます。

提案の募集について

市有資産の利活用に関して民間事業者の皆様からの提案を募集します。個別対話を希望される場合は、提案書を提出ください。個別対話後、事業計画を提出していただきます。

提案いただいた内容を事業化する場合は、原則、公募により事業者を選定するものとなりますが、提案内容に独自のノウハウが認められる場合は、知的財産として扱い、随意契約により提案者を事業実施者として選定します。また、提案内容の事業化に向けた実証を目的に、暫定的に貸付を行うことも可能です。

なお、今回は、対象物件が土地であるため、貸付の場合は随意契約が可能ですが、払下げの場合は、公売とします。

- 提案方法 「市有資産の利活用に関する提案書」を財産経営課へご提出ください
- 募集期間 令和7年10月1日(水)～11月14日(金)

1. 見学会日時・対象物件

見学日	対象物件	見学時刻（予定）
10月28日 （火）	（集合） 八代市役所本庁舎（松江城町 1-25）	9：15
	土地① 妙見町団地（妙見町字辺田 2238、2239）	9：30～9：45
	土地② 西宮町市有地（西宮町 1274）	9：55～10：10
	土地③ 福正町市有地（福正町 957-1）	10：15～10：25
	土地④ 中片町市有地（中片町 295-4）	10：30～10：40
	土地⑤ 海士江町道上団地（海士江町字道上 2596）	10：55～11：10
	土地⑥ 沖町団地、沖町市有地（沖町字六番割 4002-1、4002）	11：25～11：40
	（昼食） 各自昼食	11：40～13：30
	土地⑦ 蛇籠町市有地（蛇籠町 3-19-2）	13：30～13：45
	土地⑧ 古城町市有地（古城町 2277-4 他 3 筆）	13：55～14：10
	土地⑨ 植柳上町第二団地跡地（植柳上町字河原町 1-1）	14：15～14：25
	（解散） 現地解散（アンケート記入後）	14：25

※ 当日は、八代市役所に集合した後、目的地まで各自の車で移動していただきます（公用車が先導）。なお、どなたからも見学希望がない物件がある場合は、見学時刻を調整させていただくことがありますので、ご了承ください。

2. 参加申込方法

見学会への参加を希望される場合、事前に申込が必要です。

「市有資産利活用見学会」参加申込書に必要事項を記入の上、持参・郵送・FAX・電子メールのいずれかの方法でお申込みください。

[持 参] 八代市松江城町 1-25 八代市役所 3階 財産経営課
[郵 送] 〒866-8601 八代市松江城町 1-25 八代市役所財産経営課あて
[F A X] (FAX) 0965-32-8944
[電子メール] keiei@city.yatsushiro.lg.jp

【申込期間】 令和7年10月1日（水）～10月17日（金）

見学日程及びその他の市有資産に関する個別対応については、財産経営課までご相談ください。

お問合せ先：八代市 財務部 財産経営課 ☎ (0965) 33-5837